

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 (六九)

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律 (七〇)

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (七一)

〔政令〕

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令 (二二九)

〔省令〕

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (厚生労働一三三)

本号で公布された 法令のあらまし

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法律第六九号)(国会)

1 議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費を受けることとした。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けることとした。(第二条、第四条の二関係)
2 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときはその日)から施行することとした。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第七〇号)(内閣府)

1 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。(附則第三条関係)
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(法律第七一号)(厚生労働省)

一 この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めることとした。(改正法第一条関係)
二 障害者自立支援法の一部改正関係
1 利用者負担の見直し
(一) 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすることとした。また、自立支援医療費及び補装具費の給付について、同様の見直しを行うこととした。(第二十九条第三項、第五十八条第三項及び第七十六条第二項並びに附則第二十一条第二項及び第二十三条第四項関係)

(二) 障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が著しく高額である場合には、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとした。(第七六条の二関係)

2 障害者の定義について、発達障害者支援法第二条第二項に規定する「発達障害者」を含むことを明確化することとした。(第四条第一項関係)

3 相談支援の充実

(一) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設とすることとした。(第七七条の二第一項関係)

(二) 地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとした。(第八九条の二関係)

(三) 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合には、支給決定の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、サービス等利用計画書の提出を求めることとし、当該サービス等利用計画書の提出があった場合には、当該計画書を勘案して支給要否決定を行うものとした。(第二二条第四項、第六項関係)

4 地域における自立した生活のための支援の充実
(一) 共同生活介護又は共同生活援助を利用する支給決定障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して必要と認められる者について、特定障害者特別給付費を支給することとした。(第三四条関係)

(二) 障害福祉サービスについて、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供することとし、移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」を創設することとした。(第五十二条第四項関係)

5 その他

(一) 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除することとした。(第一条、第二条第一項第一号、第三条、第四条第一項、第七七条第一項第一号及び第三項並びに第七八条第二項関係)
(二) 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとした。(第七七条第一項第一号の二関係)

(三) 指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 児童福祉施設とされている知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センターにそれぞれ一元化することとした。(第七七条第二項関係)

1 児童福祉施設とされている知的障害児施設、児童発達支援センターにそれぞれ一元化することとした。(第七七条第二項関係)
2 障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設し、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業とすることとした。(第六六条の二第一項関係)

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係
都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとし、都道府県知事は、当該体制の整備に当たって、医療施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができるものとした。(第一九条の二第一項関係)

五 検討
政府は、障害保健福祉策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(改正法附則第二条関係)

六 この法律は、一部の規定を除き、平成二十四年四月一日から施行することとした。